

NEWS RELEASE

2016年5月23日

『滋賀のけんみん自転車保険』販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、公益財団法人滋賀県交通安全協会（以下「滋賀県交通安全協会」）が創設する自転車会員向け保険制度『滋賀のけんみん自転車保険』の幹事引受保険会社に選定され、2016年6月から保険の案内を開始します。

1. 背景・経緯

滋賀県では2016年2月19日に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が可決され、2月26日から施行されました（自転車保険の加入義務化は10月1日施行）。

滋賀県交通安全協会は、自転車の安全利用の実現に寄与することを目的として、新たに自転車会員制度を発足させます。

滋賀県交通安全協会では、自転車会員向けに自転車事故の被害者救済および万が一加害者となった場合の経済的負担軽減を目的とした自転車保険制度を創設し、このたび、損保ジャパン日本興亜は、この自転車保険の幹事引受保険会社に選定されました。

2. 『滋賀のけんみん自転車保険』の補償概要

- (1) 保険契約者：滋賀県交通安全協会
- (2) 被保険者：滋賀県交通安全協会の自転車会員のうち、保険制度加入を希望される方
- (3) 募集開始：2016年6月1日
- (4) 保険始期：2016年8月1日
- (5) 補償内容：
 - ①賠償責任補償
自転車の所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
 - ②傷害補償
自転車事故（自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の運行中の自転車との衝突等）により、被保険者が亡くなられた場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。
- (6) 主な加入プラン
：賠償責任補償1億円、傷害補償について本人・家族全員に入院時に日額2,000円の補償があるプランで、年間掛金は3,000円となります。
※全てのプランに示談交渉サービスが付いています。
- (7) 加入方法：滋賀県交通安全協会のホームページを通じて、インターネット上でお申込み手続きができます。また、「自転車会員入会のご案内」に記載されている申込書（加入依頼書）を用いてのお申込み手続きもできます。

3. 今後の展開について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転車事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上